



海外旅行時のお薬の携帯について

最近では、円高の影響や格安航空会社の拡大などにより海外旅行に行かれる方が多くなっています。ただ、くすりを服用されている方は、海外旅行の際には注意が必要です。

1. 英文の薬剤証明書を持参しましょう

入国時の不要なトラブルを避けるため、また海外で病院を受診する場合に備えて、主治医に英文の薬剤証明書を書いてもらい、持参するのが良いでしょう。薬剤証明書の内容は、商品名、一般名、剤形、含有量、使用目的(病名)、持ち込み数量、主治医の連絡先等です。

2. 必要な分を持ち込むようにしましょう

大量に持ち込むことで、営利目的と勘違いされ、トラブルの原因となります。滞在に必要な量と予備分だけを持ち込むようにしましょう。

3. 医療用麻薬を服用している場合は手続きが必要です

通常個人による麻薬の輸出入はできませんが、自分の病気の治療に使用する場合に限り、事前に地方厚生(支)局長の許可を受ければ、その麻薬を携帯して輸入・輸出することができます。出国日又は入国日の2週間前までに、医師の診断書を添えて、麻薬携帯輸入申請書、麻薬携帯輸出申請書を提出する必要があります。詳細は、関東信越厚生局にご確認下さい。

4. 向精神薬を服用している場合は手続きが必要なこともあります

注射剤以外の向精神薬では、携帯できる総量がくすり毎に決められています。その総量より少ない場合には特に手続きは必要ありません。注射剤の向精神薬と決められた総量を超える向精神薬を携帯する場合には、「処方せんの写し」や「医師の証明書(患者の氏名、住所、携帯を必要とする向精神薬の品名と数量を記載)」といった書類をもっていく必要があります。

5. 最後に

2001年9月11日のテロ事件以降、米国中心に空港でのチェックが厳しくなり、トラブルに発展するケースが急増しているようです。今回は国内での法律に基づいた手続き等を中心に書きましたが、旅行先の国の事情により、法規制が異なっているため、詳細については旅行先の国の在日外国公館で確認するのが確実です。外務省のホームページに在日外国公館のリストが掲載されていますのでご参照下さい。

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/index.html>)。

昭和大学藤が丘病院 薬局 八木 仁史

